

# 仙北市立桧木内小学校いじめ防止基本方針

仙北市立桧木内小学校

- 1 いじめの未然防止に向けて「いじめ防止プラン」を計画し、その取組を推進する。  
とくに、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進するため、以下のことを行う。
  - ①児童一人一人が活躍できる学習活動
  - ②人との関わり方を身に付けるための活動
  - ③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
  - ④人とつながる喜びを味わう体験活動
  
- 2 いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。とくに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ①本校の「反いじめ4ルール」に従い行動する。
  - ②定期的に「あいさつ運動」を行う。
  - ③毎月1回の「道徳の日」を設ける。
  - ④「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」を有効に活用する。
  
- 3 いじめ防止等のための学校の基本的な方針を定める。  
仙北市立桧木内小学校いじめ防止基本方針の下、具体的な計画として、「いじめ防止プラン」(別紙)を策定する。
  
- 4 本校のいじめ防止基本方針については、学校要覧の全体計画の中にも位置付け、児童、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。
  
- 5 いじめ防止等に向けて、校内組織をおく。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。
  - ①「生活指導会議」を位置付ける。
  - ②「いじめ防止対策委員会」を設置する。
  - ③「特別支援教育運営委員会」を位置付ける。
  
- 6 いじめを認知する体制として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、校内研修等の充実を図る。
  
- 7 児童及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮する。
  - ①「生活(・学習)に関するアンケート」「いじめアンケート」等を定期的実施する。
  - ②児童との「教育相談」、保護者との「面談」を定期的、あるいは必要に応じて行う。

- 8 いじめについて通報を受けたり、事実が確認されたりした場合は、特定の職員が抱え込むことなく、「いじめ対応マニュアル」に従い、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な対応を組織的にこなう。また、その内容を仙北市教育委員会に報告する。
- 9 いじめの事実が確認された場合には、当該児童及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- 10 関係児童や保護者への支援、指導及び助言は、必要に応じて専門的知識を有する、スクールカウンセラー等外部人材の協力を得ながら、継続的に行う。
- 11 いじめの内容が犯罪として取り扱われる行為であると認められる場合には、仙北警察署と連携するなどして対応する。
- 12 発達障害のある児童への指導は、特別支援教育に関する「校内委員会」と協同するとともに、必要に応じて外部専門家の協力を得るなど、当該児童の特性に配慮して対応する。